

共通入札説明書

この入札説明書は、山梨県果樹試験場が発注する物品の購入、印刷の製造について、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が、法令及び入札公告等に定めるもののほか、熟知し、かつ守らなければならない事項について説明したものである。

1 一般競争入札に付する事項

入札公告等に示すとおりとする。

2 事務を担当する所属（各書類の提出先、問い合わせ先）

〒405-0043 山梨県山梨市江曾原1204 山梨県果樹試験場 総務課

電話 0553-22-1921 FAX 0553-23-3814

メール kajushiken@pref.yamanashi.lg.jp

なお、各書類の提出及び問い合わせは、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

3 一般競争入札の参加資格

入札公告等に示すとおりとする。

4 一般競争参加資格の確認

(1) 一般競争入札に参加を希望する者は入札公告において指定した方法により指定した書類を2に掲げる場所へ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出書類に関し説明や補正を求められた場合は応じなければならない。

(2) 入札参加資格確認通知書により前項の確認結果を通知する。

5 入札執行及び開札等

(1) 一般競争入札にかかる一般事項

① 入札参加者は代理人を定めその者に入札をさせることができる。この場合、入札当日までに委任状（様式9）を提出すること。ただし、入札参加者及びその代理人は、同一入札に係る他の入札参加者の代理人となることができない。

② 入札参加者及びその代理人は入札公告、本説明書、仕様書、売買契約書（案）等を熟覧、承諾の上、入札しなければならない。この場合において、当該入札について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

③ 入札参加者又はその代理人が、指示された時間に遅刻した場合は、原則、入札の参加を認めない。

④ 入札参加者又はその代理人は、入札後に入札書の書換え、引替え又は撤回をすることはできない。

⑤ 入札参加者又はその代理人は、入札日受付時に入札参加資格確認通知書又はその写しを持参すること。

(2) 入札書の提出方法

①入札参加者本人又は代理人は、入札公告等に示した入札日時・場所において配布される入札書に記入押印の上、直接入札箱に投入する。

②電話、電報、ファクシミリ、電子メールによる入札は認めないものとする。

(3) 入札書の記載方法

入札参加者又はその代理人が、次に掲げる事項を記載した入札書を、入札当日入札会場にて配布するので、配布された用紙に記入押印すること。

①入札金額落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格から消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

なお、入札は単価によるべき事を指示されたとき以外は、総額により行う。

②案件番号

③案件名

④入札年月日

⑤入札参加者本人の住所、氏名及び印影（法人の場合は、その所在地、名称又は商号、代表者の氏名及び印影）

※山梨県へ届出している印影と同一のものとする。

⑥代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号、代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び印影

※委任状の使用印影と同一のものとする。

(4) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して入札会場にて入札後行うものとする。

6 公正な入札の確保

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

7 入札の取り止め等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

① 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

② 入札に関して不正の行為があつたとき。

③ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき

④ 当該入札の公告及び入札説明書等に掲げる入札条件に違反したとき。

9 落札者の決定方法

- (1) 山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第127条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定する。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじを引かせ落札者を決定する。当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 落札決定後、落札者に不正行為があったことが判明したときは、落札を取り消し、その理由を本人に通知する。

10 再度入札

- (1) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときは、1回を限度として、直ちに再度の入札をする。開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度入札を辞退したものとみなす。
また、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。)に係る再度入札は、入札参加者又はその代理人がすべて立ち会っている場合は直ちに、それ以外の場合は別に定める日時において行う。
- (2) 再度の入札を執行しても落札者がいない場合は、最低の価格をもって入札をした者と協議した上で見積書を徴し、その見積額が予定価格の制限の範囲内であればその者と随意契約できる。
- (3) 8の③以外の者は、再度入札に参加することができない。

11 違約金

落札者が契約を結ばないとき又は落札者に不正な行為があつて、落札を取り消したときは入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

12 入札保証金 免除する。

13 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

14 契約の締結

- (1) 落札の日から7日以内に締結する。ただし、当該契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年山梨県条例第13号)の規定により、山梨県議会の議決が必要な契約である場合は、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。
- (2) 落札者が落札決定から契約締結までの間に入札公告に掲げた入札参加資格を一つでも満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたときは、こ

の契約を締結しない。この場合において、山梨県果樹試験場は損害賠償の責めを負わないものとする。

- (3) (1)ただし書きの場合において、落札者が議決後の本契約成立までの間に入札公告に掲げた入札参加資格を一つでも満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたときは、この契約を解除するものとする。この場合において、山梨県果樹試験場は損害賠償の責めを負わないものとする。

入札参加資格確認申請書

年 月 日

山梨県果樹試験場長 小林 和司 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

連絡担当者：

電話番号：

FAX 番号：

メールアドレス：

次の一般競争入札に参加する資格について確認されたく、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）及び関係法令並びに入札公告等熟知了承のうえ、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格を満たしていること並びにこの申請書及び関係資料の内容について事実と相違ないことを誓約します。

1 案件番号：（果樹試験場）－（2300326）

2 案件名： 土壌成分分析機器の購入に係る一般競争入札

3 添付書類

- ・（様式2）誓約書
- ・（様式3）機器提案書（県提示品を納入する場合は提出不要）
- ・（様式4）納入実績書及び契約書の写し
- ・（様式5）アフターサービスメンテナンス体制図（参考様式）
- ・（様式6）業務執行体制図（参考様式）
- ・ 返信用封筒（84円切手を貼付し、封筒に返信先と案件名を記載）

誓 約 書

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- 2 令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（これらの申し立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- 4 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 5 4の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

年 月 日

山梨県果樹試験場長 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

Ⓜ 男・女

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日

機器提案書

商号又は名称 _____

次の物品調達に係る競争入札について、以下の機器を提案し応札します。

- 1 案件番号： (果樹試験場) - (2300326)
- 2 案件名： 土壌成分分析機器の購入に係る一般競争入札
- 3 納入しようとする物品の仕様

品名	提示品		提案品	
	メーカー	品番・規格等	メーカー	品番・規格等

※納入しようとする物品が、県が提示した規格と同様な機能を有する物品であることを確認できるカタログ・パンフレット等を添付すること。

※県が物品を提示していない場合には提示品欄は空欄とする。

※県が提示した物品を納入する場合には機器提案書の提出は不要とする。

※記載欄が不足する場合は別ページとすること。

※県記入欄

年 月 日 上記物品を納入品として認めます。
認めません。

(決裁区分は適宜記入)

認めない理由

物品要求所属確認欄		
副場長	部長	担当

納入実績書

商号又は名称 _____

次のとおり、過去2年間に国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これらをすべて誠実に履行した実績があります。

1. 山梨県との取引実績

契約の相手方	案件名	契約金額	契約年月日	履行年月日

2. 国及び山梨県以外の地方公共団体との取引実績

契約の相手方	案件名	契約金額	契約年月日	履行年月日

3. 独立行政法人等との取引実績

契約の相手方	案件名	契約金額	契約年月日	履行年月日

※この実績書には、契約を締結しようとする日を起算日として、過去2年間に履行が完了したものののみ記入すること。

※記載した契約について、契約書の写しを添付すること。

※契約保証金の免除については、入札参加資格の確認の結果と合わせて通知する。(契約時に契約実績を再度確認し契約保証金が免除とならないことがある。)

※同種同規模の実績がない場合又は契約保証金の免除を希望しない場合は、提出は不要。

※記載欄が不足する場合は適宜追加すること。

アフターサービス、メンテナンス体制図

商号又は名称

案件番号	(果樹試験場) - (2300326)
案 件 名	土壌成分分析機器の購入に係る一般競争入札
保守業務を行う事業所名 (住所、連絡先、担当者 名も記載すること)	
保守体制図 (保守要員数も記載すること)	

※この様式は例示であり、上記項目が確認できれば任意の様式で可

業務執行体制図

商号又は名称

案件番号	(果樹試験場) - (2300326)
案 件 名	土壌成分分析機器の購入に係る一般競争入札
主任担当者	
作業に必要な 設備保有状況	
作業工程体制図（作業要員数も記載すること）	

※この様式は例示であり、上記項目が確認できれば任意の様式で可

質 問 書

案件番号	(果樹試験場) - (2300326)		
案件名	土壌成分分析機器の購入に係る一般競争入札		
商号又は名称		所在地 又は住所	
質問者部署		電話番号	
質問者氏名		FAX番号	
メールアドレス			
質問内容			
送付先：〒405-0043 山梨県山梨市江曾原1204 山梨県果樹試験場総務課 TEL：0553-22-1921 FAX：0553-23-3814 E-mail：kajushiken@pref.yamanashi.lg.jp ※ファクシミリ又はメールをした場合は、必ず電話連絡すること。			

(様式8)

年 月 日

辞 退 届

山梨県果樹試験場 小林 和司 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

次の案件について、入札への参加を辞退いたします。

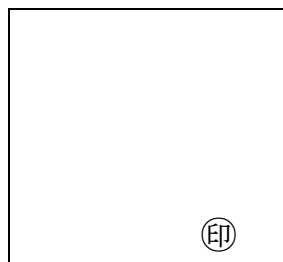
1 案件番号： (果樹試験場) - (2300326)

2 案 件 名： 土壌成分分析機器の購入に係る一般競争入札

3 辞退理由：

委 任 状

使用印影



受 任 者
(代 理 人)

※当日、入札に使用する
印章の印影

私は、上記の者を代理人と定め、次の入札に関する一切の権限を委任します。

案件番号：（果樹試験場）－（2300326）

案 件 名：土壤成分分析機器の購入に係る一般競争入札

年 月 日

委任者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

山梨県果樹試験場長 小林 和司 殿

収 入

印 紙

物品売買契約書（案）

案件番号：果樹試験場 - 2300326

山梨県果樹試験場長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、物品の売買について次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- 品名、規格及び数量 土壌成分分析機器 4台（詳細については仕様書別添のとおり）
- 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- 納入期限 令和6年9月30日
- 納入場所 山梨県果樹試験場 本館2F 有機分析室他
- 契約保証金 金 円

（総則）

第2条 甲及び乙は、この契約書（仕様書を含む。以下同じ。）に基づき、この契約を履行しなければならない。

- 乙は、契約書記載の物品を契約書記載の納入期限までに納入場所に納入し甲に引き渡すものとし、甲はその売買代金を支払うものとする。
- 乙は、この契約の履行につき、甲の監督、指示に従わなければならない。
- 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- この契約に定めのない事項については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の定めによるもののほか、日本国の法令に準拠するものとする。
- この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙はこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合にあつては、この限りではない。

（検査等）

第4条 乙は、物品を納入するときは、納品書を甲に提出しなければならない。

- 甲は、物品の納入を受けた日から10日以内に、乙又は乙の指定する者の立ち会いの上、甲が指定する場所で当該物品が契約の内容に適合するか検査を行わなければならない。
- 乙は、前項の検査に立ち会わないときは、その検査の結果について意義を申し立てることができない。
- 乙は、第2項による検査に合格しない物品があるときは、当該物品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに引換え又は修補した物品を納入しなければならない。この場合においては、前3項の規定を準用する。

- 5 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し又はき損した物品の損失は、乙の負担とする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第5条 物品の所有権は、前条第2項又は第4項の検査に合格したときに乙から甲へ移転し、同時にその物品は甲に引き渡されたものとする。

- 2 前項の規定による所有権の移転前に生じた物品の亡失、き損等は全て乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、当該契約不適合が甲の責に帰すべき事由による場合を除き、当該物品の修補、代替物の引換え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて売買代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに売買代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は甲の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 甲は、第1項の契約不適合があるとき、これによって生じた損害の賠償を乙に請求することができる。

- 4 前3項の請求は、甲が第1項の契約不適合を知った日から1年以内に、その旨を乙に通知した上で行わなければならない。ただし、乙が物品の引渡し時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(売買代金の支払)

第7条 乙は、検査に合格し、物品の引渡しが完了した後に、請求書により売買代金の請求をするものとする。

- 2 甲は前項の請求書を受理した日から30日以内に売買代金を支払わなければならない。

(履行延期等)

第8条 乙は、天災その他避けることのできない理由により、契約期間内に契約を履行することができない場合は、甲に理由を明記した文書を提出し、履行の延期又は契約の解除を申請することができる。

- 2 甲は、前項の請求があった場合において、必要があると認めた場合には履行の延期又は契約の解除をするものとする。

(延滞違約金)

第9条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、納入期限までに物品の引き渡しが完了しない場合は、甲に対して延滞違約金を支払わなければならない。

- 2 前項の延滞違約金の額は、納入期限の翌日から引き渡し完了までの日数に応じ、未納部分の売買代金に対し民法第404条の規定による法定利率を乗じて得た額とする。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りではない。

(支払遅延に対する遅延利息)

第10条 甲が、第7条による売買代金の支払いが遅れた場合において、乙は甲に対して遅延利息の支払いを請求できる。

2 前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、乙の未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(甲の解除権等)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 乙の責めに帰する理由により納入期間内に納入を完了しないとき。
- (3) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- (2) 第8条又は第13条によらないで契約解除の申請があったとき。
- (3) 乙の債務の履行が不能であるとき。
- (4) 乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質又は甲の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がなされる見込みのないことが明らかであるとき。
- (8) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

(9) 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。

ウ乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

- 3 前2項各号によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 4 第1項各号及び第2項各号によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（談合等不正行為があった場合の違約金）

第12条 乙は、前条第2項第9号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。売買契約が完了した後も同様とする。

2 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（乙の解除権等）

第13条 乙は、甲の帰すべき責により、契約の履行が不可能となった場合に契約を解除することができる。この場合において、乙は生じた損失の補償を請求することができる。

（費用の負担）

第14条 この契約締結に要する費用及び契約書に定める以外の一切の費用は、乙の負担とする。

（協議）

第15条 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県山梨市江曾原1204

山梨県果樹試験場長 小林 和司 ⑩

乙

⑩